

ドーピング禁止物質に関する緊急情報 2011

日本アンチ・ドーピング機構（JADA）より、禁止表国際基準 2011 についての解釈変更ならびに注意喚起のアナウンスがありましたので、本 HP にてお知らせ致します。3 つの重要事項が添付されておりますので、必ずご確認ください。

特に、サプリメントについては、本連盟所属の選手が、使用していたサプリメントに起因する禁止物質（メチルヘキサミン）の使用により、6 ヶ月間の資格停止ならびに競技会結果の失効という処分を受けております。サプリメントについては、医薬品ではなく健康補助食品に該当することから、医療目的使用と認められません。

サプリメントの含有成分については、禁止物質そのものの名称ではなく、由来する植物名などで記載されている場合もあり、そのことからドーピング禁止物質か否かの判断がしづらいものも販売されております。今回の事例で禁止物質に該当するメチルヘキサミンは、ゼラニウムという植物等に含まれている成分であり、海外輸入のサプリメントでした。

日本自転車競技連盟では、今後、このようなドーピング違反の再発防止を目的に春期の講習会に続き、秋期にも防止啓発講習会を予定しております。日程等が確定しましたら、あらためて本 HP にてご案内致しますので、ご参集くださいますようお願い申し上げます。

また、各地での講習会につきましてもご相談をお受け致しますので、本連盟にご一報くださいましたら幸いです。

日本選手における禁止物質を含むサプリメント使用によるドーピング違反事例が相次いでおりますので、選手ならびに指導者等関係者におきましては、十分に留意頂きますよう、関係各位への注意喚起をお願い致します。

一般薬・サプリメントの使用について

○外用薬について

ステロイド外用薬（塗り薬）の中には、禁止物質である糖質コルチコイドあるいは蛋白同化薬（メチルテストステロンなどの男性ホルモン）を含んだ製品があります。

糖質コルチコイドは、塗り薬として経皮で使用される場合には禁止されていませんが、蛋白同化薬（男性ホルモン）は、経皮使用であっても使用が禁止されている物質です。そのため、蛋白同化薬（男性ホルモン）を含むステロイド外用薬の使用は、ドーピング防止規則違反となる可能性がありますので、注意が必要です。

○サプリメントの使用について

禁止物質を含むサプリメントはインターネット等で簡単に購入できますので、表示成分は十分に確認してください。しかし、サプリメントは表示成分を確認しただけでは、安心できません。サプリメントは食品に分類されるため、医薬品と異なり全ての物質名を表示する義務がありません。そのため、表示されていない禁止物質が含まれている可能性があります。

特に、以下の効能がうたわれているサプリメントについては、禁止物質が含まれている製品が確認されています。

	効能	含有禁止物質
1	筋肉増強、強壯	蛋白同化薬
2	減量、脂肪燃焼	興奮薬、利尿薬
3	美容、若返り	成長ホルモン、胎盤由来成分
4	疲労・痛み軽減、抗炎症作用	糖質コルチコイド（全身使用）

IOC の調査により、アメリカ、イギリス、オランダなどの国で販売されているサプリメントのうち、20%前後の製品から表示されていない禁止物質が検出されたと報告されています。サプリメントの使用を考える場合には、この危険性を理解して判断してください。ドーピングの意図はなくとも、薬やサプリメントの安易な使用により、ドーピング防止規則違反となる可能性があります。

フェリプレシン配合歯科局所麻酔薬

フェリプレシンについての世界ドーピング防止機構の見解は以下のとおりです。

フェリプレシンは、世界ドーピング防止規程 2011 年禁止表国際基準の S5.利尿薬と他の隠蔽薬に掲載されたデスモプレシンの類似物質として禁止物質に該当します。しかしながら、現在、WADA 規程承認団体に対し限定的に公表されている 2012 年禁止表国際基準（案）では、歯科麻酔時のフェリプレシン局所使用は禁止しないことが記載されています。したがって、現時点では、歯科麻酔時のフェリプレシン局所使用についての治療目的使用に係る除外措置（TUE）は不要です。

最終的に決定された 2012 年禁止表国際基準は 2011 年 10 月初めに公表されます。2012 年禁止表国際基準（案）における該当部分に変更された場合は異なる対応が必要になりますので、ご注意ください。

2011 年 7 月 20 日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

インスリンと GLP-1 アナログ（GLP-1 受容体作動薬）及び抗糖尿病薬

世界ドーピング防止規程 2011 年禁止表国際基準の「S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質」では、「下記の物質及びそれらの放出因子は禁止される」として、「3. インスリン類」が記載されています。このたび、抗糖尿病薬についての JADA の問い合わせに対して、世界ドーピング防止機構の見解が以下のとおり示されました。

現在（2011 年 7 月）のところ、インスリンと GLP-1 アナログ（GLP-1 受容体作動薬）が禁止物質に該当する。そのほかの抗糖尿病薬は禁止ではない。

これにともないまして、

「医師のための TUE 申請ガイドブック 2011」p18 の「インスリン以外の抗糖尿病薬は禁止されていないので TUE 申請は不要です。」の記載は、「インスリンと GLP-1 アナログ（GLP-1 受容体作動薬）は禁止物質に該当するので、TUE 申請が必要です。そのほかの抗糖尿病薬は禁止ではありません。」に訂正させていただきます。

2011 年 7 月 25 日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構